

## おたるゼロカーボン推進事業者認定制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小樽市域の脱炭素化を推進するため、事業者の自主的な省資源・省エネルギー活動、再生可能エネルギー活用等への取組意識を喚起するとともに、事業活動により排出される二酸化炭素その他の温室効果ガスの削減に資する取組（以下「ゼロカーボンに向けた取組」という。）を自主的かつ積極的に実施している事業者をおたるゼロカーボン推進事業者として認定し、市が広く公表することにより、市民及び事業者の地球温暖化防止への取組意欲を広く向上することを目的として、おたるゼロカーボン推進事業者認定制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供する工場、事務所その他の事業場をいう。

### (区分)

第3条 おたるゼロカーボン推進事業者の区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一つ星認定事業者
- (2) 二つ星認定事業者
- (3) 三つ星認定事業者

### (対象)

第4条 おたるゼロカーボン推進事業者として認定を受けることができる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 小樽市内（以下「市内」という。）に本社、支店等の事業所を有し、市内において事業を営むものであって、次に掲げるものであること。
  - ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
  - イ 個人事業主
  - ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合
  - エ 信用金庫法（昭和26年法律第238号）第2条に規定する信用金庫
  - オ 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第5項に規定する相互会社
  - カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等
  - キ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
  - ク 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
  - ケ その他本号に準じるものとして市長が認める者
- (2) 次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める要件を満たすものであること。
  - ア 一つ星認定事業者 別表に掲げる項目のうち、必須項目を全て実施し、かつ、選択項目

を1個以上実施していること。

イ 二つ星認定事業者 別表に掲げる項目のうち、必須項目を全て実施し、かつ、選択項目を1個以上実施していること。

ウ 三つ星認定事業者 別表に掲げる項目のうち、必須項目を全て実施し、かつ、選択項目を1個以上実施していること。

(3) 小樽市税に滞納がないこと。

(4) 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第5条第1項に規定する暴力団関係事業者でないこと。

（申請・認定）

第5条 おたるゼロカーボン推進事業者の認定を受けようとするものは、おたるゼロカーボン推進事業者認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、第3条各号に掲げる区分により認定するものとする。

（認定証等の交付及び公表）

第6条 市長は、前条の規定による申請があり、第4条の要件に該当すると認めるときは、次の各号に掲げる区分（以下「認定区分」という。）に応じ、当該各号に定めるものを交付するものとする。

(1) 一つ星認定事業者 認定証（様式第2号）

(2) 二つ星認定事業者 認定証（様式第2号）

(3) 三つ星認定事業者 認定証（様式第2号）及び認定盾（様式第3号）

2 市長は、認定証を交付した者をゼロカーボンに向けた取組を積極的に実施するおたるゼロカーボン推進事業者（以下「認定事業者」という。）として、市ホームページ等において公表するものとする。

（認定の有効期間）

第7条 認定事業者の認定の有効期間は、第5条第2項の規定により市長が認定した日から令和13年3月31日までとする。

（認定の変更）

第8条 認定事業者は、第5条第1項に基づき申請した内容に変更があったときは、速やかにおたるゼロカーボン推進事業者認定変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（認定区分の変更）

第9条 認定事業者は、認定区分を変更しようとするときは、第5条第1項の規定による申請を行うものとする。

（実施内容の報告）

第10条 認定事業者は、毎年7月31日までに、おたるゼロカーボン推進事業者実施内容報告書（様式第5号）により当該年度の前年度の実施内容を市長に報告しなければならない。

(認定の辞退)

第11条 認定事業者は、認定を辞退しようとするときは、おたるゼロカーボン推進事業者認定辞退届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第12条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたと認めたとき。
- (3) 法令に違反する事態が発生したとき。
- (4) 認定事業者が事業を廃止したと認めたとき。
- (5) その他市長が認定事業者として適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた認定事業者に通知するものとする。

(確認)

第13条 市長は、特に必要と認めるときは、認定事業者に対して、聴取又は現地確認を実施することができる。

2 認定事業者は、前項の規定により、市から聴取又は現地確認の申出があった場合は、協力しなければならない。

(責務)

第14条 認定事業者は、市長が必要と認める事項の公表について、市長に協力するよう努めなければならない。

2 認定事業者は、ゼロカーボンに向けた取組の推進について、市長に協力するよう努めなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年 8月21日から施行する。

別表（第3条関係）

認定区分	種別	項目	取組例
一つ星	必須項目	1 ゼロカーボンシティ小樽市への理解	・ゼロカーボンシティ小樽市の趣旨を理解し、その趣旨に賛同
	選択項目	1 省エネビジネススタイルの推進	・クールビズ、ウォームビズの実施 ・ペーパーレス化、デジタル化、オンライン化など、デジタルトランスフォーメーション（DX）の実施 ・在宅勤務等のテレワークが有効な業務形態の場合は、テレワークの実施
		2 廃棄物の減量・資源の有効活用	・ごみと資源を適切に分別し排出 ・在庫管理や販売方法を工夫し、廃棄の減量 ・不用品の処理時にバザー等の開催 ・資源物の店頭回収促進 ・環境ラベル製品等環境負荷の低い物品等の調達 ・過剰在庫等で販売できなくなった食品は、フードバンクに寄贈するなど、食品ロスの削減
		3 地域公共交通等の利用促進	・公共交通機関の利用推進 ・自転車や徒歩による移動の推進
		4 自然とまちなみ景観の保全	・市内の豊かな自然やまちなみに目を向け、景観に関するイベントや自然に関する保全活動に参加
		5 森林の保全・整備と緑化の推進	・植樹など森林保全のボランティア活動に参加 ・敷地内への樹木の植栽や花壇づくりなど、身近な緑化活動 ・二酸化炭素を吸収し炭素を蓄えている木製品の積極的な活用
二つ星	必須項目	1 一つ星認定の要件を満たすこと	
		2 温室効果ガス排出量の把握	・温室効果ガス排出量算定ツールや自社ツール等を活用し、温室効果ガス排出量を把握
		3 温室効果ガス排出量削減目標の設定	・2030年度までの温室効果ガス排出量中期的削減目標の設定
	選択項目	1 省エネ・再エネ等	・原材料や部品の調達から、輸送、販売まで

		による脱炭素経営	のサプライチェーン全体での二酸化炭素排出量の削減 ・先進的な省エネルギー技術や再生可能エネルギーの活用技術、製品開発
		2 省エネ型機器・設備の導入	・LED照明の導入 ・省エネ型・高効率型設備の導入 （例）照明の人感センサーによる自動点滅、複層ガラスによる建物断熱強化等 ・エネルギー効率の高いヒートポンプシステムやコージェネレーションシステムの導入 ・電化・より低炭素な燃料への転換を伴う機器の導入 ・エネルギーマネジメントシステム (EMS) によるエネルギー使用状況の把握 ・省エネルギー診断の実施
		3 次世代自動車の導入	・次世代自動車（ハイブリッドカー、電気自動車など）の導入
三つ星	必須項目	1 二つ星認定の要件を満たすこと	
	選択項目	1 再生可能エネルギーの導入	・太陽光発電設備等、再生可能エネルギー設備の導入（自家消費） ・再生可能エネルギー由来電力の購入（30%以上） ・非化石証書の調達、Jクレジットの購入等によるカーボンオフセット
		2 建物の省エネ化	・建物の ZEB（ZEB Oriented、ZEB Ready、Nearly ZEB）化

備考1 各項目の取組例のうち一つ以上を実施している場合は、当該項目を実施しているものとする。

備考2 環境配慮に関する第三者認証（ISO14001、エコアクション 21、北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）等）を取得している場合は、二つ星の選択項目の要件は免除するものとする。